

派遣労働・業務委託等の法律実務

- 一派遣労働・業務委託等のトラブルリスクと法的対応策一
- □ 労働者派遣法の基本と業務委託等との違いを理解する。
- □ 想定されるトラブルリスクと適正な活用のための取組み

労働者派遣や業務委託等に基づく労働力を活用している企業では、正社員などの 直接雇用労働力との違いや労働者派遣と業務委託等の違いをしっかりと理解しなけ ればなりません。近時の裁判例では、派遣先の直接雇用申込みなしが争点となった 事例が一定数集積されるようにもなりました。本セミナーでは、派遣労働・業務委 託等を適正に活用するうえでの実務上の留意点を解説します。

日時

令和5年2月22日(水)

講師

弁護士 山中 健児

(石嵜・山中総合法律事務所代表弁護士)

定員

100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

WEB 開催

午後3時~5時

対象者

開催方法

企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費

5.500 円 (税抜 5.000 円)

※石嵜・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。

申込方法

FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り 2 月 16 日(木))。

【講義プログラム】

- 1. 外部労働力の活用方法
 - (1) 直雇用労働力と外部労働力
 - (2) 労働者派遣と請負・業務委託の違い
- 2. 労働者派遣
 - (1) 労働者派遣法の規制目的
 - (2) 派遣先における期間制限
 - · 事業所単位 · 個人単位
 - (3) 派遣労働者の待遇
 - ・均等均衡方式・労使協定方式

- (4) 派遣契約の締結にあたっての注意点
 - ・具体的ケースと問題となる条項
- 3. 請負・業務委託
 - (1) 請負と業務委託の違い
 - (2) 労働者派遣との違い(告示 37 号)
 - (3) 「偽装請負」とならないための注意点
 - (4) 派遣先の直接雇用の申込みなし
 - ・脱法目的の判断・近時の裁判例
- 4. 質疑応答

【次回の開催予定】 3月29日(水)午後3時~5時(テーマ:労務コンプライアンスの基本と実務)

参加申込書

石嵜・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX番号:03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス: seminar@iylaw.jp

(本申込書を PDF 化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込みが切り2月16日(木)

| 「派遣労働・業務委託等の法律実務」 日時:令和5年2月22日(水)午後3時〜午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員100名 参加費:1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させて頂きます。 ※石嵜・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせて頂きます。 | | | |
|---|-------|---|----------------------------|
| 会社・団体名 | | | □顧問 □非顧問 該当する箇所にチェック図をお |
| 住所 〒 | | | 願いします。 |
| 所属・役職 | | Eメール @ | |
| (代表者)氏名 | | ※申込手続完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させて頂きます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させて頂きます)。 | |
| TEL (|) | FAX () | |
| その他の参加者 | 所属・役職 | 氏名 | _ |
| その他の参加者 | 所属・役職 | 氏名 | _ |
| その他の参加者 | 所属・役職 | 氏名 | _ |
| その他の参加者 | 所属・役職 | 氏名 | _ |
| ※顧問先企業は、4名様まで無料とさせて頂きます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせて頂きます。 | | | |
| 【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 □ 上記住所・代表者と同じ □ 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) | | | |
| 送付先住所 | | | |
| 所属・役職・ご担当者氏名 | | | |

[※]ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させて頂きます。